

会 議 録 目 次

令和3年第3回海田町議会臨時会（第1日目）

令和3年4月6日（火）午前9時00分 開会

仮議席の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 1 議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2 議席の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日 程 第 3 会議録署名議員の指名について・・・・・・・・	6
日 程 第 4 会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日 程 第 5 副議長の選挙について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
日 程 第 6 常任委員会委員の選任について・・・・・・・・	8
日 程 第 7 議会運営委員会委員の選任について・・・・・・・・	8
日 程 第 8 議会広報広聴調査特別委員会の設置について.....	8
日 程 第 9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について.....	11
日 程 第 10 同意第3号 監査委員の選任の同意について.....	12
日 程 第 11 承認第2号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例 の一部を改正する条例）.....	14
追加日程第1 発議第2号 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調 査特別委員会設置に関する決議案について.....	20
追加日程第2 発議第3号 議会改革特別委員会設置に関する決議案について・	21
追加日程第3 発議第4号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議 案について.....	22
追加日程第4 発議第5号 閉会中の継続調査事件について.....	22
（ 閉 会 ）.....	24

令和3年第3回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和3年4月6日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 4月6日(火)午前9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石橋京子  | 2番  | 西田誠一  |
| 3番  | 玉川真里  | 4番  | 小田久美子 |
| 6番  | 大高下光信 | 7番  | 兼山益大  |
| 8番  | 大江康子  | 9番  | 下岡憲国  |
| 10番 | 宗像啓之  | 11番 | 久留島元生 |
| 12番 | 多田雄一  | 13番 | 崎本広美  |
| 14番 | 前田勝男  | 15番 | 佐中十九昭 |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員(1名)

5番 富永やよい

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 石橋京子  | 2番  | 西田誠一  |
| 3番  | 玉川真里  | 4番  | 小田久美子 |
| 6番  | 大高下光信 | 7番  | 兼山益大  |
| 8番  | 大江康子  | 9番  | 下岡憲国  |
| 10番 | 宗像啓之  | 11番 | 久留島元生 |
| 12番 | 多田雄一  | 13番 | 崎本広美  |
| 14番 | 前田勝男  | 15番 | 佐中十九昭 |
| 16番 | 桑原公治  |     |       |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員（1名）

5番 富永 やよい

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|         |   |        |
|---------|---|--------|
| 町       | 長 | 西田 祐三  |
| 副町      | 長 | 今岡 寛之  |
| 教育      | 長 | 佐々木 智彦 |
| 企画部     | 長 | 鶴岡 靖三  |
| 総務部     | 長 | 丹羽 勤   |
| 福祉保健部   | 長 | 森川 雅枝  |
| 建設部     | 長 | 久保田 誠司 |
| 教育次     | 長 | 森山 真文  |
| 下水道担当参事 |   | 龍岩 広幸  |
| 総務課     | 長 | 中村 修介  |
| 税務課     | 長 | 松井 良哲  |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|-------|
| 議会事務局 | 長 | 倉本 勇登 |
| 主査 | | 水野 啓太 |
| 主任 | | 辻 千奈美 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議事日程

仮議席の指定について

- 日程第1 議長選挙について
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 副議長選挙について
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 議会広報広聴調査特別委員会の設置について

- 日 程 第 9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日 程 第 10 同意第 3 号 監査委員の選任の同意について
- 日 程 第 11 承認第 2 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正する条例）
- 追加日程第 1 発議第 2 号 庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議案について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 議会改革特別委員会設置に関する決議案について
- 追加日程第 3 発議第 4 号 災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案について
- 追加日程第 4 発議第 5 号 閉会中の継続調査事件について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 8 時 5 5 分 開会前

○事務局長（倉本） 皆さんおはようございます。この度は海田町議会議員一般選挙での御当選、おめでとうございます。改めてお祝い申し上げます。本臨時会は、一般選挙後の最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、前田議員が年長の議員でございますので、御紹介申し上げます。前田議員、議長席にお着き願います。

午前 9 時 0 0 分 開会

○臨時議長（前田） 皆さん、改めておはようございます。ただいま紹介いただきました前田でございます。地方自治法第 107 条の規定により、議長の職を行います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、一同さん、御起立をお願いいたします。礼。御着席ください。ただいまの出席議員数は 15 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 3 年第 3 回海田町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付しておりますとおりでございます。この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の席を議席順といたします。また、本日、報道関係者のカメラの撮影等については、許可いたしますので御承知おきください。なお、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓を開放しておりますので、御承知おきください。

~~~~~〇~~~~~

○臨時議長（前田） 議事日程第 1、議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票と指名推

選の方法があると思いますが、いずれの方法にいたしましょうか。

(「投票」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田）はい。投票という声がありますので、投票に決めます。まず、議場の閉鎖をしてください。

(議場閉鎖)

○臨時議長（前田）では、投票の準備をしてください。ただいまの出席議員数は15名でございます。まず、投票用紙の配付をいたします。投票用紙を配付してください。投票用紙の配付漏れはございませんか。声がないので、なしと認めます。念のため、投票箱を今から確認をいたします。投票箱を点検してください。

(投票箱点検)

○臨時議長（前田）異常なしと認めます。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田）投票箱の確認を終わります。念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。間違いのないようにお願いします。投票用紙にはね、被選挙人の氏名を記入の上、局長の点呼に応じて順次投票をしてください。投票されるときは、皆さんの側から左側から登壇されて右側に降りて、自席にお帰りいただきますようお願いをしておきます。投票用紙の記入はよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田）はい、それでは局長の点呼により、順次投票を行います。局長、点呼をお願いします。

○事務局長（倉本）はい。それでは、1番、石橋議員、2番、西田議員、3番、玉川議員、4番、小田議員、6番、大高下議員、7番、兼山議員、8番、大江議員、9番、下岡議員、10番、宗像議員、11番、桑原議員、12番、久留島議員、13番、多田議員、14番、崎本議員、16番、佐中議員、最後に前田臨時議長。

○臨時議長（前田）投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田）はい、投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番、石橋議員、左側でちょっと立会をお願いします。2番、西田議員。立会をお願いします。左側で。右左反対側、私から言うてね、石橋さん、こっち側をお願いします。西田議員、こっち側にお

願います。ただいまより、職員により開票いたします。立会人の方は、そこで、今しばらく待つて投票の確認をしてください。

(開票)

○臨時議長（前田）いいですか。はい、立会人の方は、ありがとうございました。自席へお戻りください。選挙の結果を報告いたします。投票総数 15 票。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。有効投票数 15 票、無効投票数ゼロ。有効投票中、桑原議員 10 票、多田議員 2 票、久留島議員 2 票、佐中議員 1 票、以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は 4 票でございます。よって、桑原議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解除いたします。

(議場閉鎖解除)

○臨時議長（前田）ただいま議長に当選されました桑原議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。桑原議員、登壇して、議長就任の一言挨拶をお願いします。

○議長(桑原)ただいま海田町議会議長に再選していただきました桑原公治でございます。再選を賜りましたことは、この 4 年間、議員の皆様とともに支えられながら懸命に努めてきた実績を評価していただいたものと、誠に光栄に思いますと同時に、改めて責任の重さに身が引き締まる思いでございます。さて、今日の新型コロナ禍において、町民の社会経済活動は大きく影響を受けております。その中であって、二元代表制の一翼を担う議会が求められる責任は、より一層重みを増しております。議会といたしまして、町民の皆様のご生活、福祉を最優先に掲げ、命と暮らしを守り、安心安全なまちづくりを進めていくことが、我々議員の一致した願いであると認識のもと、住民を代表する町長、議会が、相互の緊張関係を保ちながら、議論を通じて、町の基本的な方針を決定していくことこそ、町民の皆様のご負託に応えることであり、議員の皆様とともに、海田町発展のために尽力を尽くしていきたいと思っております。また、議会運営に当たりましては、初心を忘れることなく、強い志を持って臨み、皆様のご御理解と御協力を賜りながら、公正かつ円滑な議会運営に努めることで、私の職責を果たしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、以上で就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（前田）以上で議長の選挙を終わります。皆さんの御協力、ありがとうございました。それでは、新議長、議長席のほうへお着きください。

○議長（桑原）議事の都合によりまして暫時休憩をします。再開時間は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前9時20分 休憩

午前9時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。日程第2、議席の指定を行います。各議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。議員各位の氏名とその議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（倉本）はい、申し上げます。1番、石橋議員、2番、西田議員、3番、玉川議員、4番、小田議員、5番、富永議員、6番、大高下議員、7番、兼山議員、8番、大江議員、9番、下岡議員、10番、宗像議員、11番、久留島議員、12番、多田議員、13番、崎本議員、14番、前田議員、15番、佐中議員、16番、桑原議長。

○議長（桑原）ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議席を指定をいたします。なお、ロッカー等は後日変更いたしますので、お知らせをしておきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より1番、石橋議員、2番、西田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、副議長の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思っておりますが、どちらの方法にいたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票にされたいという声がありますので、選挙は投票により行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長(桑原)ただいまの出席議員数は15名でございます。投票用紙を配付してください。
投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原)なしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(桑原)異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名です。
投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。記入の
ほうはよろしいですか。それでは事務局長に点呼を命じます。

○事務局長(倉本)1番、石橋議員、2番、西田議員、3番、玉川議員、4番、小田議員、
6番、大高下議員、7番、兼山議員、8番、大江議員、9番、下岡議員、10番、宗像議
員、11番、久留島議員、12番、多田議員、13番、崎本議員、14番、前田議員、15番、
佐中議員、最後に桑原議長。

○議長(桑原)投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。これより開票を行いま
す。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番、玉川議員、4番、小田議員
を指名いたします。立会人の立ち会いをお願いします。それでは、職員により開票をい
たしたいと思います。

(開票)

○議長(桑原)立会人は自席にお戻りください。御苦勞様でした。選挙の結果を報告いた
します。投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しておりますので、間違い
ありません。有効投票15票、無効投票数ゼロ。有効投票中、崎本議員9票、久留島議
員2票、佐中議員2票、大江議員1票、多田議員1票、以上のとおりです。この選挙の
法定得票数は4票です。よって、崎本議員が副議長に当選されました。議場閉鎖を解除
いたします。

(議場閉鎖解除)

○議長(桑原)ただいま副議長に当選されました崎本議員がおられますので本席から会議
規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。崎本議員に登壇して副議
長就任の挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○副議長(崎本)副議長に就任いたしました崎本でございます。まずは、御指名いただき

ましたことをこの場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。皆様も御存じのとおり、海田町には課題が山積しており、それらの諸議題に適切に対応していかなければなりません。そのため、副議長として議長をサポートして、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。甚だ簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

- 議長（桑原）以上で副議長の選挙を終わります。この際、暫時休憩します。再開時間は追って通知いたします。この後、全員協議会が開催されますので、委員会室へお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、日程第6、常任委員会委員の選任についてから日程第8、議会広報広聴調査特別委員会の設置までは関連がありますので、一括議題といたします。この際、議事の都合上、日程第8、議会広報広聴調査特別委員会の設置についてを議題といたします。議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議会広報の発行及び広聴に関する調査については、6名の委員で構成する議会広報広聴調査特別委員会を設置し、これに付託することに決めます。

（「動議」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）動議が出ました。下岡議員。賛成はおられませんか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）下岡議員、動議。説明してください。

- 9番（下岡）日程第6から日程第8の選任につきましては、選考委員会を設けていただきたいと思います。議長、副議長を含む7名の方を選任いただいて、選考委員会において各委員会委員の選考を行っていただきたいと思います。選考委員の選任につきましては、議長に一任したいと思います。なお、各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員

会については、これまでどおり各議員に希望をとっていただきたいと思います。以上、動議を提出いたします。

- 議長（桑原）ただいま下岡議員より、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報広聴調査特別委員会の選任について、正副議長を含めた7名の選考委員を選出して、そこで選出されるよう、また、選考委員の選任については、議長に一任をし、各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会については、希望をとられたいとの動議が提出されました。所定の賛成者がありますので本動議は成立します。よって、本動議を直ちに議題として採決を行います。お諮りいたします。本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）異議なしと認めます。よって、動議のとおりこれを決します。それでは、選考委員を指名をいたします。選考委員には、正副議長並びに大高下議員、大江議員、下岡議員、久留島議員、佐中議員、以上7名を選考委員に決定いたします。これより、各常任委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の希望をとります。用紙を配付いたしますので、自己の名前及び希望する常任委員会の、必ずどちらか一つに丸印を記入してください。また、広報委員を希望される方は、その欄に丸印を記入してください。では用紙を配付します。記入漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（桑原）用紙を回収します。選考委員会を開催いたしますので、暫時休憩をします。再開時間は追って通知をいたしますが、選考委員の方は、委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前10時36分 休憩

午前10時52分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。ただいま選考委員会において、各常任委員会の割り振りが決まりましたので、報告を申し上げます。委員会条例第5条第2項の規定により、総務建設委員会委員に、西田議員、大高下議員、兼山議員、下岡議員、宗像議員、前田議員、佐中議員、以上8名。失礼いたしました。私も入っております。以上8名。文教福祉委員会委員に、石橋議員、玉川議員、小田議員、富永議員、大江議員、久留島

議員、多田議員、崎本議員、以上8名をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり、決定をいたします。なお、議長は公平中立の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任させていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員会委員に小田議員、兼山議員、大江議員、下岡議員、宗像議員、久留島議員、佐中議員、以上7名を指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり決定をいたします。議会広報広聴調査特別委員会委員には、委員会条例第5条第2項の規定により、石橋議員、玉川議員、小田議員、大江議員、下岡議員、宗像議員、以上6名をそれぞれ指名いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしましたとおり、決定をいたします。それでは、常任委員会から正副委員長の互選を行ってください。総務建設委員会は議員控室、文教福祉委員会は委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。なお、議会運営委員会については、常任委員会の互選終了後、議会広報広聴調査特別委員会については、議会運営委員会の互選終了後に、各委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩します。再開は追って知らせます。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。総務建設委員会委員長、宗像議員、副委員長、下岡議員。文教福祉委員会委員長、大江議員、副委員長、小田議員と決定いたしました。続いて、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告させていただきます。議会運営委員会委員長に下岡議員、副委員長に久留島議員と決定いたしました。続いて、議会広報広聴調査特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。議会広報広聴調査特別委員会委員長に宗像議員、副委員長に小田議員と決定いたしました。以上で、日程第6から日程第8に至る各議案についての審議を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法は投票と指名推選があると思いますが、いずれの方法にいたしましょうか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）指名推選でよろしいですか。指名推選の声がございますので、指名推選の方法により行いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、指名権者はどなたにいたしましょうか。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）議長一任の声がありますので、私が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、私が指名することに決めます。広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に下岡議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま私が指名いたしました下岡議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、下岡議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。以上で広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。この際、暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 28 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日 1 日と決しております。会議に先立ちまして、先般の議会議員一般選挙によって新たに当選されました石橋議員と西田議員が議場におられますので、御紹介申し上げます。石橋議員、御挨拶をお願いいたします。登壇してください。

○1 番（石橋）新人の石橋京子です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（桑原）続いて、西田議員、登壇にて御挨拶をお願いいたします。

○2 番（西田）新人の西田誠一でございます。右も左も分からないんですが、先輩議員さんにおかれましては、御指導及び御鞭撻いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）以上で新議員の紹介を終わります。この際、町長より発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）本日は大変お忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。去る 3 月 21 日に執行の町議会議員一般選挙におきまして、当選の栄に浴され、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠に御同慶に堪えない次第であります。今後町政の発展のため、格別の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。まちづくりの方向性につきましては、議員の皆様方からさまざまな御意見を頂き、令和 2 年 12 月定例会で、今後 10 年間のまちづくりを定めた第 5 次海田町総合計画策定の議決を頂きました。令和 3 年度は、総合計画に沿ったまちづくりに合わせ、新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧・復興、防災対策などに取り組み、ひと、まち、みらいをつなぐ、暮らしやすさが実感できるまちを目指していきたいと考えております。今議会には同意 1 件、承認 1 件を提出しております。よろしく御審議のほうお願い申し上げます。

○議長（桑原）以上で、町長の発言を終わります。この際、監査委員の選任議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（議案配付）

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 10、同意第 3 号、監査委員の選任の同意についてを議題といたしま

す。地方自治法第 117 条の規定により、除斥に該当すると認めますので、大高下議員の退席を求めます。

(大高下議員退席)

○議長（桑原）町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第 3 号、監査委員の選任の同意について。監査委員であります前田勝男さんの任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となったことに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は大高下光信さんでございます。詳細につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第 3 号、監査委員の選任の同意について御説明いたします。議案書の 1 ページを御覧ください。議会のうちから選出された監査委員の前田勝男さんの任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となったことに伴いまして、新たに大高下光信さんを監査委員としてお願いするものでございます。監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会議員のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございます。また、議員のうちから選任される監査委員の任期は、議員の任期によるものでございます。

それでは、大高下光信さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在 68 歳でございます。議会での経歴でございますが、平成 25 年に海田町議会議員に初当選され、現在 3 期目でございます。議会常任委員会につきましては、福祉厚生委員会、総務文教委員会の委員を歴任しておられます。また、平成 29 年には総務文教委員会副委員長に就任しておられます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、同意第 3 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 3 号について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第3号については、これに同意することに決定します。議員の除斥を解きます。

（大高下議員着席）

○議長（桑原）この際、大高下議員に申し上げます。ただいまの同意第3号については、原案のとおり同意することに決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、承認第2号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第2号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例につきましても、地方税法等の一部を改正することに伴い、課税事務上必要があり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）それでは、承認第2号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。議案書2ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し承認を求めるものです。専決処分の内容については、別紙専決処分書のとおりです。専決処分年月日は、令和3年3月31日です。議案書3ページをお願いします。資料につきましては、資料1の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料2の海田町税条例新旧対照表をお願いします。改正については資料1の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、令和3年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、海田町税条例の一部を改正したものです。それでは、1の町民税関係について。まず、扶養親族申告書等の提出要件の緩和でございますが、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書並びに退職所得申告書について、電子申告を行うための要件であった、税務署長による支払い者に係る承認の廃止等により、提出要件を緩和するものでございます。次に、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例延長でございますが、これは、個人の町民税に係る住宅借入金等特別控除の特例適用期間を令和17年度まで延長するものでございます。次に、2の固定

資産税関係については、まず、平成 30 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についてですが、これは、平成 30 年 7 月豪雨により滅失した住宅の敷地で、住宅等が建築されていない被災住宅用地について、住宅用地の特例の適用を受けようとする者がすべき申告について、規定を整備するものでございます。次に、固定資産税、土地の負担調整措置については、1 ページから 2 ページを御覧ください。宅地等及び農地の負担調整措置については、令和 3 年度から令和 5 年度までの間、現行の仕組みを継続するものですが、令和 3 年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものでございます。次に、3 の軽自動車税関係については、環境性能割の臨時的軽減の延長ですけれども、これは、自家用の軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を 1 パーセント分軽減する特例措置について、適用対象となる軽自動車の取得期間を 9 か月延長し、令和 3 年 12 月 31 日までとするものでございます。次に、4 の特別土地保有税についてですが、固定資産税の評価替えに伴う特例の延長を行うものでございます。5 のその他については、1 から 4 までの改正以外について、引用条項等の整理を行うものでございます。最後に、6 の施行期日ですが、いずれも令和 3 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）まず何点か聞かせていただきたいんですが、しょっぱなに、4月6日にこの臨時会があるのは分かっとして、3月31日で専決処分された。4月、6日間ぐらいでしたら、遡り規定でやれば済む問題ではなかったんだらうかと思うんですが、それについて、3月31日に、どうしても専決処分しなかった理由が明確でないような気がするんですが、それについての御説明をお願いしたい。次に、町民税関係、扶養親族申請書等の提出の説明のところで、電子提出を行うための要件であった、この文言は、後ろの税務署長にかかるのか、ここで一旦、終わるのか。終わるんであれば、当然、これ、点じゃなくて丸じゃないかと思うんですよ。それについて、そうなってくると意味が全然違ってきますよね。点で止めるんか、丸になるんか、どっちが正しいんかよう分かりませんが、それについて御説明願いたい。それから、固定資産税の負担調整の措置についてですが、3年度から5年度まで、多分徐々にに上がっていくんじゃないかと思うんですが、それを、理由は分かりませんが、1年間、上がる場合には、据え置くとな

ってますよね。これ、じゃあ1年間据え置いた後は、一気に上がるってということですか。それとも、それをずらし込んだ上で1年ずらし込んでいくのか。要は、上がる分について据え置くわけですよね。で、これを全体的にこうずらしてあげるのか。それとも、徐々に上がっていくのを一気にドンと上げてしまうのか。これについて説明が書いてないんで、これについて説明願います。以上3点。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） はい。まず1点目に、専決処分をさせていただいた理由でございますが、地方税法のほうで、地方税法のほうはもう改正されておまして、読替え規定等につきまして、その読替えの部分が変わっておりますので、3月31日で専決処分をさせていただいております。2点目の、要件であった、の部分ですが、これは税務署長の部分につながっておりますので、税務署長に電子提出を行うために税務署長の承認が必要でございましたので、これはつながった文章と考えていただきたいと思います。最後3点目の、固定資産税の負担調整措置につきましては、議員さんがおっしゃったとおり、ずらした状態で来年度また、今の、今年度のものをずらして、負担調整をかけていくようになっております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○10番（宗像） いや、私は、遡り適用ってというのが、6日ぐらいでしたらできないんですかという質問なんですけど、4月1日からもう施行しなきゃどうしてもならない問題が何点かあるんですか。おっしゃる意味だったら、4月1日から文言変えてなきゃいけないっていうふうにはしか理解とれないんですが、そのとおりでよろしいんですね。6日後に、例えば、臨時会があるのは近いうちに分かってるんだから、そこでやって、遡り適用っていうやり方がありますよね。それでは、全然対応できないというんですかとお聞きしてるんで、それについて御答弁願いたいのと、さっきの第2点の問題で、点については、これは、ほいじゃ点が要らないということですね、これミスですね。どうなんですか。

○議長（桑原） 2点でよろしいですか。

○10番（宗像） はい。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） 1点目の専決の部分なんですけど、こちら、句点という形で書かさせていただいておるものでございまして、ミスかと言われると、ちょっと難しいところでは

ございますが、税務署長の承認の要件が、電子提出を行うための要件が、税務署長の承認という部分でございますので、こちらはちょっと御理解をいただきたいと思っております。で、専決処分の部分につきましては、読替えっていう方法もあるかと思っておりますが、3年度、4年度の部分、令和3年度の税の部分、4年度の税の部分に関するものでございますので、専決処分をさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。兼山議員。

○7番（兼山）7番の兼山です。3点あります。1点目は、1番のところの、新型コロナウイルスのところの住宅控除のところですが、これ対象者についてなんです、令和元年の10月の説明では、消費税が増税によって延長するということの説明がありました。ただ、この理由なんです、今回は、新型コロナウイルスの経済対策だから更に延長ということになってます。それでですね、資料の2の一番最後ですね、12ページの第25条を見たんですが、この第6条の2の第1項で書いてあるんですが、これ見ると、収入が著しく減、いう場合って書いてます。で、その場合っていうことになってくると、令和元年の10月は、消費税が増税だから全員が対象になってます。ですけど、この新型コロナウイルスの感染対策は、新型コロナウイルスによって収入の減の人もいるし、収入増の人もいます。ですので、この対象者について、もう少し説明をしていただきたい。で、2点目はですね、固定資産税のところですが、これ専決処分されたということなんで、特例の適用を受けようとするものがと書いてますが、私がちょっと持ってる資料だけ見ると、建物全壊が14件あったんですが、この該当者も14件なのかということ。見込み件数は何件かということ。最後の3点目は今度、3番、資料の1の3番で、軽自動車税関係なんです、環境性能割の臨時的軽減の延長、書いてますけど、この1番のところは新型コロナウイルスの関連による理由、で2番は、平成30年7月の豪雨災害による理由、でこの3点目は、理由が書いてないんです。これは理由は、なぜこれをするのかっていう、質疑します。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）まず1点目の、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例延長につきましては、こちらは対象は皆さん対象になっております。皆さん一律に17年度まで延長にさせていただいております。2点目の固定資産税の負担調整措置の部分につきましては、対象が12件ございます。最後、3点目、軽自動車税の、こちらの理由につきましては、今回の議会に提出させていただいておりますが、その一

つ前の部分で、その前に一度コロナウイルス対策で延長させていただいておるんですが、その更に延長という形になっております。以上です。

○議長（桑原）兼山議員。

○7番（兼山）ですから、結局、新型コロナウイルス感染対策によって、収入減だろうが収入増だろうが変わらない状況であっても、今回は延長するということによろしいんでしょうか。ここで見ると、第6条の2項で書いてあると、収入の著しい減で書いてあるんで、これはあくまで国が訴えていることであって、今回は全ての対象者ということによろしいんでしょうか。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）はい、議員御指摘のとおり全ての対象者について延長となっております。

○議長（桑原）ほかに質疑はございますか。下岡議員。

○9番（下岡）今、宗像議員のですね、固定資産税の件ですけれども、一番下のところ、令和3年度に限り、負担調整措置等により、税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置くと。これについて、来年度以降どうなるんだというあれでですね、そのままずらすという表現を、今、答弁でありましたけれども、これちょっと違うんじゃないです。土地の評価はですね、上る土地も下がる土地もあるわけですけど、上がる土地についてはですね、固定資産税評価額が当然上がるわけですね。で、1.4パーセント税率掛けると上がるんだけど、その上がる部分は、税額は増加は求めないとなってるだけであって、固定資産税評価額そのものはですね、上がった金額なわけですから、今のずらすという考え方だったとするとですよ、固定資産税評価額そのものを据え置くというような答弁になってくるんですけどもですね、固定資産税評価額そのものは、上がっても税額は上げないと。だから1.4パーセントじゃなくて、前年度の税額を求めるということで、来年度以降はですね、固定資産税評価額は、また、上がれば上がった税額でですね、ずらすこととは違うんじゃないですか。そこ、不正確だと思うんですけど。答弁願います。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）失礼いたしました。説明が不足しておりました。議員さんの御指摘のとおり、税額について据え置くものでございます。おっしゃられたとおり、評価額については年々変わっていくところでございます。3年間は据え置きではございますが、そ

れで変わっていくものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ということですね、ずらすという表現はですね、不適切じゃないですか。来年度は来年度ですね、こういう特例がなければ、上がった税額でやるわけだから、ずらす事とは違うでしょう。ずらすということになると、課税の基準額がですね、前年度にそのままに置いておくと、そこから上げていくというふうには取れるんですけども、ちょっとそこが不正確だというて言ってるんです。もう一度答弁してください。副町長、何かうなずいてますけども、副町長、答弁できるんだったら、答弁してください。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）はい。申し訳ありません。税額を据え置くっていう形でずらすっていう表現をさせていただきました。こちらはちょっと不適切な表現だったと思います。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。よろしいですね。質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、承認第2号について採決を行います。お諮りいたします。承認第2号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）ただいま、石橋議員ほか13名から発議第2号、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加をし、追加日程第1として審議することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第1として審議することに決定いたしました。決議案を配付いたします。お願いしま

す。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第1、発議第2号、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論は省略します。これより、発議第2号について採決を行います。お諮りいたします。本案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第2号は、原案のとおりこれを決します。この際お諮りいたします。ただいま設置されました庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。この際、ただいま設置されました庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時34分 休憩

午後1時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。委員長に前田議員、副委員長に佐中議員と決定いたしましたので、お知らせいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）ただいま、石橋議員ほか13名から、発議第3号、議会改革特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加をし、追加日程第2として、審議することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。したがって、緊急を要する事件と認め、追加日程第2として審議することに決定いたしました。決議案を配付します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 追加日程第2、発議第3号、議会改革特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案について、提出者が全員でございますので、質疑討論を省略いたします。これより、発議第3号について採決を行います。お諮りいたします。本案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおりこれを決します。この際お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員として、議長は議会運営上、公平中立の立場から委員を辞退させていただきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決します。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後1時46分 休憩

午後1時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、議会改革特別委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。委員長に大江議員、副委員長に多田議員と決定しましたので、お知らせします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) ただいま、石橋議員ほか13名から、発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案が提出されました。本案は、議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として審議することといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがいまして、緊急を要する事件と認め、追加日程第3として審議することと決定いたしました。決議案を配付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第3、発議第4号、災害防止対策等調査特別委員会設置に関する決議案を議題といたします。本案については、提出者が全員でございますので、質疑討論を省略いたします。これより、発議第4号について採決を行います。お諮りいたします。本案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第4号は、原案のとおりこれを決します。この際、お諮りいたします。ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、公平中立の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決します。この際、ただいま設置されました災害防止対策等調査特別委員会の委員の皆さんは、委員会室で正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時57分 休憩

午後2時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま、災害防止対策等調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を御報告いたします。委員長に多田議員、副委員長に富永議員と決定いたしましたので、お知らせをいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際お諮りいたします。各常任委員会、議会運営委員会、議会広報広聴調査特別委員会の委員長から、発議第5号、閉会中の継続調査事件についての申出がありました。本案は、今後の委員会調査に関するもので、緊急を要する事件と認め、これを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、追加日程第4、発議第5号、閉会中の継続調査事件についてを議題といたします。案を配付いたします。提出者より、提案理由の説明を求めます。総務建設委員会委員長、宗像委員長。

○10番（宗像）10番、宗像です。閉会中の継続調査事件について、提案理由の説明をいたします。議員各位には、御存じのとおり、議会は会期ごとに独立の活動をし、会期中に限って議会活動を営むものでございますが、議会の閉会中においては、地方自治法第109条第8項の規定により、議会の議決によって付議された特定の事件についてのみ調査を行うことができるものとされております。本案は、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の閉会中の継続調査について、議会の閉会中も継続して行うこととして、別紙のとおり、それぞれの所管事務調査等を行い、議員の資質の向上を図り、複雑、専門化する行政に対応するために提案するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。これより、発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。発議第5号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。この際、町長より発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、提出させていただきました議案について、原案のとおり議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。審議の過程におきまして皆様から賜りました御意見は、できる限り尊重してまいる所存でございます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、本日の会議を閉じます。これにて令和3年第3回海田町議会臨時

会を閉会いたします。皆さん大変御苦勞様でした。

午後 2 時 1 0 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和3年 月 日

海田町議会議長

海田町議会臨時議長

海田町議会議員

海田町議会議員